

「おいしいね」の水未来にいつまでも

《6月1日～7日は水道週間です》

水道週間が6月1日からはじまります。

私たちが毎日使っている水道は、日々の生活に欠くことはできません。

町の水道事業では、安全でおいしい水を皆さんの家庭にお届けできるように日夜努めています。

【水道料金は大事な財源】

水道水を皆さんの家庭の蛇口までお届けする費用は、町の税金ではなく皆さんの水道料金でまかなわれています。

水道事業を支障なく運営していくには、皆さんからの水道料金が主な財源となっておりますので、忘れずに納めてください。

【検針時のお願い】

水道料金を算出するための検針は、1・3・5・7・9・11月の年6回行っています。

委託した検針員が訪問しますので、能率的に検針できるように、次の点についてご協力をお願いします。

◎メーターボックスの上に物を置かないようにしてください。

◎犬は出入口やメーターボックスから離してつないでおいてください。

【水道料金のお支払い】

水道料金は、基本料金と水量料金からなっています。

基本料金は、使用水量にかかわらずいただく料金で、水量料金は使用水量に応じていただく料金です。

納期限は、現金払いは奇数月の月末、口座振替の場合は、奇数月の25日です。

【便利な口座振替制度】

金融機関で口座振替の申し込みをしていただき、預金口座から自動的に水道料金を支払う制度です。

各取扱金融機関へ、金融機関届出印鑑と通帳及び水道料金の領収書を持参してお申し込みください。

【取扱金融機関】

たむら農協、東邦銀行、郡山信用金庫、ゆうちょ銀行、労働金庫

【期間中、高齢者世帯の水道蛇口のパッキンを無料で交換します】

▽水漏れの心配な方は、「下水道料金等のお知らせ」に記載の「使用者番号」を確認のうえ、訪問希望日を電話でご連絡ください。

▼対象 高齢者の世帯（65歳以上）で、水が止まりにくくなった水道の蛇口

（1世帯2ヶ所以内、レバー式のものを除く）

▼期間 6月1日（月）～15日（月）

※ただし、土・日を除く

▼問 企業局水道・宅造グループ

☎62・2500

【量水器（水道メーター）の交換をします】

計量法により設置から8年を経過した量水器（水道メーター）は新品と交換することになっております。

今年度に該当する量水器は、次の公認業者が平成21年6月末頃から、お宅へうかがい交換作業を行いますので、ご協力をお願いします。

なお、交換するのは、メーターのフタに表示されている

数字の左側が「14」のものです。（例：14-123、14-345など）

止水栓が無い場合など、設置の状況により交換できないメーターもありますので、ご了承下さい。

▼施工公認業者

（有）橋本設備・（有）本田ポンプ店

（有）柳沼設備・吉村管工所・神設備

▼交換手数料 無料

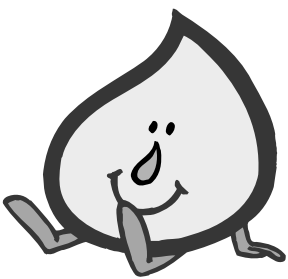
※業者などが料金を請求することはありません。

※量水器は無料貸付です。使用者の過失により法定期間（8年）未満に量水器が破損した場合は、破損料をいただきます。

▼問

企業局水道・宅造グループ

☎62・2500



《河川クリーンアップ作戦》

毎年7月第1日曜日恒例の県下一斉「河川クリーンアップ作戦」今年の実施予定日は、7月5日（日）です。

この機会に川の浄化について考え、一人ひとりの心がけで「きれいな川」を取り戻しましょう。

町民のみなさんのご協力とご参加を、どうぞよろしくお願いいたします。

※荒天時は、7月12日（日）に延期となります。

▼問 建設課 建設グループ ☎62-2115



昨年のクリーンアップ作戦のようす